

千葉市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月2日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第9号

千葉県後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

千葉県後期高齢者医療に関する規則（平成20年千葉県規則第24号）  
の一部を次のように改正する。

様式第2号（裏）を次のように改める。

## 様式第2号

(裏)

### <保険料の納付について>

- 後期高齢者医療制度の保険料は、次に該当する方を除き、年金からの天引きにより納付します。(特別徴収)
  - 公的年金の受給額が18万円未満の方
  - 介護保険料が年金から天引きされていない方、又は、介護保険料と合わせた保険料が年金受給額の2分の1を超える方
  - 口座振替での納付を希望される方
- 上記(1)～(3)のいずれかに該当する方は、納付書や口座振替での納付となります。(普通徴収)
- 転入、年齢条件等により新規で加入された方は、年金保険者への依頼の手続きが完了するまでは、納付書での納付となります。
- 既に特別徴収されている方の保険料が、年度途中で増額になった場合は、年金から天引きされている保険料とは別に、その増額分の保険料を納付書等により納付することとなります。

### <普通徴収納期限>

第1期	第2期	第3期	第4期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第5期	第6期	第7期	第8期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※口座振替されている場合は、引落日となります。

### <特別徴収について>

- 特別徴収の場合、保険料は、年6回(4月、6月、8月、10月、12月及び2月)の年金から天引きされます。
- 2月に天引きされる保険料額は、翌年度の4月、6月及び8月に天引きされる仮徴収額となります。
- 特別徴収されている方が転出するなどした場合、本市から年金保険者に特別徴収の停止依頼を行います。時期によっては転出するなどした後も年金から天引きされる場合があります。また、すでに仮徴収した額が今回決定した保険料を超える場合があります。このような場合は、納めすぎとなった保険料を後日還付します。

(裏)

納付場所		納付方法
市役所 区役所 市民センター	市役所(金融機関出張所)	(1) 窓口
	区役所	
	市民センター	
千葉市指定の 金融機関	普通銀行	(1) 窓口 (2) 「Pay-easy (ペイジー)」に対応している次の納付方法 ・インターネットバンキング(パソコン) ・モバイルバンキング(携帯電話) ・ATM(ペイジーマークのあるもの) ①ご利用の際は、納付書の表面左上に記載された「収納期間番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力してください。 ②「Pay-easy (ペイジー)」の対応サービスは、金融機関により異なります。詳細は、各金融機関へお問い合わせください。 (支払に対して手数料はかかりませんが、ATMの時間外手数料など、一部のサービス利用に対して手数料がかかる場合があります。) (3) 口座振替
	信託銀行	
	信用金庫	
	その他	
ゆうちょ銀行		
コンビニ エンス ストア など		(1) 窓口 ①バーコードが印字されているものに限り、(期別ごとに納付金額が30万円を超える場合や、延滞金を納付する場合にはご利用できませんので、金融機関等で納付してください。) ②バーコードの読み取りができないものについては納付できません。 ③納付額の訂正はできません。 ④払込取扱票は直接機械処理をしますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 ※コンビニエンスストアで納付した場合は、収納確認ができるまで時間がかかる場合があります。

### <審査請求等について>

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県後期高齢者医療審査会に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分について審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。この訴訟は、(1)の場合を除き、この処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。ただし、原則として、判決の日から1年を経過すると提起できません。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号(裏)を次のように改める。

## 様式第3号

(裏)

### <保険料の納付について>

- 後期高齢者医療制度の保険料は、次に該当する方を除き、年金からの天引きにより納付します。(特別徴収)
  - 公的年金の受給額が18万円未満の方
  - 介護保険料が年金から天引きされていない方、又は、介護保険料と合わせた保険料が年金受給額の2分の1を超える方
  - 口座振替での納付を希望される方
- 上記(1)～(3)のいずれかに該当する方は、納付書や口座振替での納付となります。(普通徴収)
- 転入、年齢条件等により新規で加入された方は、年金保険者への依頼の手続きが完了するまでは、納付書での納付となります。
- 既に特別徴収されている方の保険料が、年度途中で増額になった場合は、年金から天引きされている保険料とは別に、その増額分の保険料を納付書等により納付することとなります。

### <普通徴収納期限>

第1期	第2期	第3期	第4期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
第5期	第6期	第7期	第8期
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※口座振替されている場合は、引落日となります。

### <特別徴収について>

- 特別徴収の場合、保険料は、年6回(4月、6月、8月、10月、12月及び2月)の年金から天引きされます。
- 2月に天引きされる保険料額は、翌年度の4月、6月及び8月に天引きされる仮徴収額となります。
- 特別徴収されている方が転出するなどした場合、本市から年金保険者に特別徴収の停止依頼を行いますが、時期によっては転出するなどした後も年金から天引きされる場合があります。また、すでに仮徴収した額が今回決定した保険料を超える場合があります。このような場合は、納めすぎとなった保険料を後日還付します。

(裏)

納付場所		納付方法
市役所 区役所 市民センター	市役所(金融機関出張所)	(1) 窓口
	区役所	
	市民センター	
千葉市指定の金融機関	普通銀行	(1) 窓口 (2) 「Pay-easy (ペイジー)」に対応している次の納付方法 ・インターネットバンキング (パソコン) ・モバイルバンキング (携帯電話) ・ATM (ペイジーマークのあるもの) ①ご利用の際は、納付書の表面左上に記載された「収納期間番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力してください。 ②「Pay-easy (ペイジー)」の対応サービスは、金融機関により異なります。詳細は、各金融機関へお問い合わせください。 (支払に対して手数料はかかりませんが、ATMの時間外手数料など、一部のサービス利用に対して手数料がかかる場合があります。) (3) 口座振替
	信託銀行	
	信用金庫	
	その他	
ゆうちょ銀行		
コンビニエンスストアなど		(1) 窓口 ①バーコードが印字されているものに限り。 (期別ごとに納付金額が30万円を超える場合や、延滞金を納付する場合にはご利用できませんので、金融機関等で納付してください。) ②バーコードの読み取りができないものについては納付できません。 ③納付額の訂正はできません。 ④払込取扱票は直接機械処理をしますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 ※コンビニエンスストアで納付した場合は、収納確認ができるまで時間がかかる場合があります。

### <審査請求等について>

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県後期高齢者医療審査会に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分について審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、千葉市を被告として提起することができます。この訴訟は、(1)の場合を除き、この処分があったことを知った日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると提起できません。
  - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号を次のように改める。

# 様式第 6 号

## 後期高齢者医療保険料還付請求書

被保険者番号		被保険者氏名	
該当年度		整理番号	

徴収情報	期別	過誤納金の内訳 (円)			納付日
		本料	延滞金	計	
合計					

〈過誤納の理由〉	充当差額	
	差引還付額	

(あて先) 千葉市長

年 月 日

他人名義の口座へ振り込む場合は、  
下記委任状欄も記入してください。

請求者	氏名			(※)
	(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。			
	続柄	被保険者から見て		
	住所			
連絡先	電話番号	(携帯電話など平日、日中の連絡先)	-	-
	電子メールアドレス	@		

委任状		年 月 日
(あて先) 千葉市長 還付金の受領を (氏名) _____ に委任します。		
委任者	住所	_____
氏名	_____ (※)	
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		

還付金額		整理番号	
------	--	------	--

通知日	
-----	--

還付金を下記口座に振り込んでください。

管理区	
-----	--

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農・漁協	本店 支店 出張所
	店番号	口座番号(右づめで記入)
	フリガナ	1 普通 2 当座
	口座名義人	

訂正署名		
※ゆうちょ銀行（郵便局）はこちらへ記入してください。		
振込先	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)
	1           0	
	フリガナ	
	口座名義人	

提出する際に、振込口座をもう一度確認してください。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。